

西東京市公告

都市計画の変更の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により、西東京都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更の案を次のように公告する。

なお、法第17条第2項の規定により、西東京市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、西東京市に対して意見書を提出することができる。

令和7年10月3日

西東京市長 池澤隆史

- 1 都市計画の種類
西東京都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
別紙のとおり
- 3 縦覧場所及び意見書の提出先
西東京市中町一丁目6番8号
西東京市役所保谷東分庁舎2階 まちづくり部都市計画課
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
公告の日から2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に規定する休日を除く。
- 5 縦覧時間及び意見書の提出時間
午前8時30分から午後5時まで

別紙

西東京都市計画生産緑地地区

都市計画を変更する土地の区域	
変更する部分	西東京市泉町三丁目地内
	同 市北原町三丁目地内
	同 市北町一丁目地内
	同 市北町五丁目地内
	同 市芝久保町三丁目地内
	同 市下保谷五丁目地内
	同 市中町四丁目地内
	同 市中町六丁目地内
	同 市東町二丁目地内
	同 市富士町五丁目地内
	同 市南町六丁目地内
	同 市向台町三丁目地内
	同 市向台町五丁目地内
	同 市谷戸町三丁目地内